新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A (第13回)



弁護士 **坂本 優** (大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

● 当社(X社)は、自社で開発した玩具(商品A)を製造販売しています。商品Aの売行きは当初は不調でしたが口コミで徐々に評判を高め、これから販売がますます伸びそうな勢いです。

ところが、最近、他社(Y社)がこれを聞きつけたのか、商品Aとそっくりの形態をした玩具(商品B)を販売し始めたため、とても困っています。

当社は、商品Aについて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権のどれも持っていないのですが、何か、商品Bの販売を止めさせる手段はないでしょうか。

なお、商品Aの形態には、商品Aの玩具としての機能に由来する部分も含まれているのですが、何か影響するでしょうか。

1 不競法による保護~形態模倣

(1) 商品の形態、すなわち商品のデザイン(意匠)を保護する法律としては、端的には 意匠法が存在しますが、ご質問のように、そもそも意匠登録をしていないケースもよく見ら れます。こういったケースでは、まず、不正競争防止法(以下、「不競法」)による保護を考 えるべきことになります。

不競法 2 条 1 項 3 号は、他人の商品形態を模倣した商品を販売等する行為(以下、「形態模倣行為」といいます)を不正競争行為の一類型として定めています。本件のように、商品 B が商品 A の形態を模倣したという場合には、まず不競法上の形態模倣行為に該当するかどうか検討することになります。

(2) 形態について

ここでいう「商品の形態」とは、「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感」と定義されています(不競法2条4項)。従いまして、玩具の内部の形状であっても、需要者が通常の用法に従って使用した場合に知覚によってそれを認識できる場合には、商品の形態に含まれることになります。

なお、この玩具がスライム状の玩具である場合には、この玩具自体の形状に一定性がありませんので判断に困ることがあろうかと思いますが、かような不定形の商品は、通常、容器に収納されて取引されますので、容器や包装を含めて一個の商品と考えることにより、「形態」を考えることが出来ます。

かように、形状に一定性のない商品の形態については、容器や包装を含めて一個の商品と